

# 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている 保険医療機関です

- ・人工腎臓（慢性維持透析1）
- ・導入初期加算1
- ・透析液水質確保加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・慢性維持透析濾過加算
- ・医療情報・システム基盤体制充実加算

※当院では慢性維持透析をされている方につきましては下肢末梢動脈疾患に関するリスク評価を実施しています。

※当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しています。  
患者様の受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な診療情報を取得・活用し質の高い医療の提供に努めています。